

中小企業等事業主のみなさまへ

新時代、令和では
男性社員も育休取得！！

ご活用ください

男性の育児休業取得促進奨励金制度

丸亀市内の中小企業等(※)に勤務する男性が連続7日以上の子育て休業を取得した場合、その事業主に奨励金を支給します。

これは、男性が積極的に育児にかかわることができ、男女ともに仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを応援することを目的としています。

※「中小企業等」とは、常時雇用する労働者の数が300人以下の企業その他の法人をいいます。

奨励金の額

1回 10万円

(ただし、1事業主につき、各年度に1回限り、最大3回まで)





支給事業所への
インタビューを
市ホームページに掲載中

支給事例

<p style="text-align: center;">(有)ロワール商事 (綾歌町富熊) 取得期間 392日間 (株)一進 (大手町一丁目) 取得期間 7日間</p>	<p style="text-align: center;">(株)コスモ不動産 (中府町三丁目) 取得期間 8日間 (株)四国電水 (飯山町下法軍寺) 取得期間 10日間、9日間</p>	<p style="text-align: center;">(社)光志福社会 (川西町南) 取得期間 8日間 四国フーズ(株) (綾歌町岡田上) 取得期間 27日間</p>
---	--	---

支給対象事業主

次のすべてに該当する事業主の方に支給します。

1. 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等であること (国、地方公共団体から一定以上の出資又は補助金等を受けている法人を除く)
2. 雇用保険の適用事業主であること
3. 労働協約又は就業規則により育児休業制度を設けていること

【裏面へ続く】

4. 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届け出ていること
5. 雇用する男性労働者が、平成 29 年 4 月 1 日以降、その養育する 1 歳 2 か月未満の子に対して連続する 7 日（勤務を要しない日を除く）以上の育児休業を取得し、職場復帰した日以後 1 か月以上勤務したこと
6. 市が行う男女共同参画推進のための広報啓発活動に協力できること
7. 法令の規定を遵守し、適切な雇用管理を行っていること
8. 市税の滞納がないこと

支給の流れ

1. 育児休業取得（勤務を要しない日を除く連続 7 日以上）
2. 職場復帰（1 か月以上）
3. 申請書提出（**職場復帰した日以後 1 か月を経過した日から 2 か月以内**）
 - ※申請書提出時に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届け出ていることが必要です。

《一般事業主行動計画未策定でも大丈夫》

香川県が委託している働き方改革推進アドバイザーが無料で策定支援します。詳しくは、株式会社 穴吹カレッジサービス・TEL 087-823-0303 へ。

4. 支給

提出書類

1. 丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金支給申請書兼実績報告書

※丸亀市ホームページから取得できます。

[丸亀市男女共同参画](#)

検索

2. 添付書類

- ① 登記簿謄本の写し ② 育児休業に関する労働協約又は就業規則の写し ③ 雇用保険適用事業所設置届けの写し等、雇用保険適用事業主であることが確認できるもの
- ④ 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 122 号）第 1 条又は第 2 条の規定に基づき都道府県労働局長に提出した書類の写し
- ⑤ 母子健康手帳の写し等、育児休業に係る子の出生の事実を確認できるもの
- ⑥ 対象となる男性労働者の育児休業申出書の写し ⑦ 対象となる男性労働者の出勤簿の写し等、育児休業取得状況及び職場復帰状況を確認できるもの ⑧ その他市長が必要と認める書類

【問い合わせ先】

丸亀市総務部人権課男女共同参画室

TEL 0877-24-8823

FAX 0877-23-4073

Email danjo@city.marugame.lg.jp

「こんな場合も支給対象になるだろうか？」

ちょっとした疑問でもお気軽にお問い合わせください。

